

届出が必要な加算等及び添付書類(訪問看護)

- ・加算の算定要件については、厚生労働省告示等に示されていますので、各自で確認してください。
- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2)及び介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(居宅サービスは別紙1-1-2、介護予防サービスは別紙1-2-2)の他に以下の添付書類を提出してください。
- ・この表に記載されている添付書類以外にも、書類の提出を求めることがあります。

サービス名	届出が必要な加算等	添付書類	※既存算定事業所に係る令和6年6月以降の取扱い
訪問看護	定期巡回・随時対応サービス連携	・訪問看護事業所における定期巡回・随時対応型訪問介護看護連携に係る届出書(別紙15)	変更がなければ提出不要 (令和6年5月の情報を引き継ぐ)
	高齢者虐待防止措置実施の有無	添付書類不要	新たな届出がない場合は「1:減算型」とみなす。
	中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)	添付書類不要	変更がなければ提出不要 (令和6年5月の情報を引き継ぐ)
	緊急時訪問看護加算	・緊急時(介護予防)訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書(別紙16) ※申請を希望する加算等に関する部分を記載すること。	※緊急時訪問看護加算「3:加算I」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。 既存届出内容が「2:あり」で、新たな届出がない場合は「2:加算」とみなす。
	特別管理体制		変更がなければ提出不要 (令和6年5月の情報を引き継ぐ)
	ターミナルケア体制		変更がなければ提出不要 (令和6年5月の情報を引き継ぐ)
	専門管理加算	専門管理加算に係る届出書(別紙17)	新たな届出がない場合は「1:なし」とみなす。
	遠隔死亡診断補助加算	遠隔死亡診断補助加算に係る届出書(別紙18)	新たな届出がない場合は「1:なし」とみなす。
	看護体制強化加算	・看護体制強化加算に係る届出書(別紙19)	変更がなければ提出不要 (令和6年5月の情報を引き継ぐ)
	口腔連携強化加算	・口腔連携強化加算に関する届出書(別紙11)	新たな届出がない場合は「1:なし」とみなす。
	サービス提供体制強化加算	・サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙14-2)	変更がなければ提出不要 (令和6年5月の情報を引き継ぐ)
	LIFEへの登録	添付書類不要	変更がなければ提出不要 (令和6年5月の情報を引き継ぐ)
介護予防訪問看護	高齢者虐待防止措置実施の有無	添付書類不要	※訪問看護と同様
	中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)	添付書類不要	
	緊急時介護予防訪問看護加算	※訪問看護の「緊急時訪問看護加算」と同様	※訪問看護の「緊急時訪問看護加算」と同様
	特別管理体制	※訪問看護と同様	※訪問看護と同様
	専門管理加算	※訪問看護と同様	※訪問看護と同様
	看護体制強化加算	※訪問看護と同様	※訪問看護と同様
	口腔連携強化加算	※訪問看護と同様	※訪問看護と同様
	サービス提供体制強化加算	※訪問看護と同様	※訪問看護と同様
LIFEへの登録	添付書類不要	変更がなければ提出不要 (令和6年5月の情報を引き継ぐ)	